

# 令和5年度 第2回 綾部市地域公共交通活性化協議会

## 次 第

日 時 令和5年8月10日(木)  
午前10時15分から  
場 所 綾部市ものづくり交流館  
多目的ホール

1 開 会

2 開会あいさつ

3 議 事

第1号議案

あやバスのダイヤ改正(案)等 P1~

第2号議案

山家地区での交通空白地有償運送の取組 P15~

第3号議案

あやべ福祉フロンティアの福祉有償運送の更新 P29~

第4号議案

あやバス上林線、於見市野瀬線のルート変更について P75

4 報告事項

5 閉 会

令和5年度 綾部市地域公共交通活性化協議会委員名簿

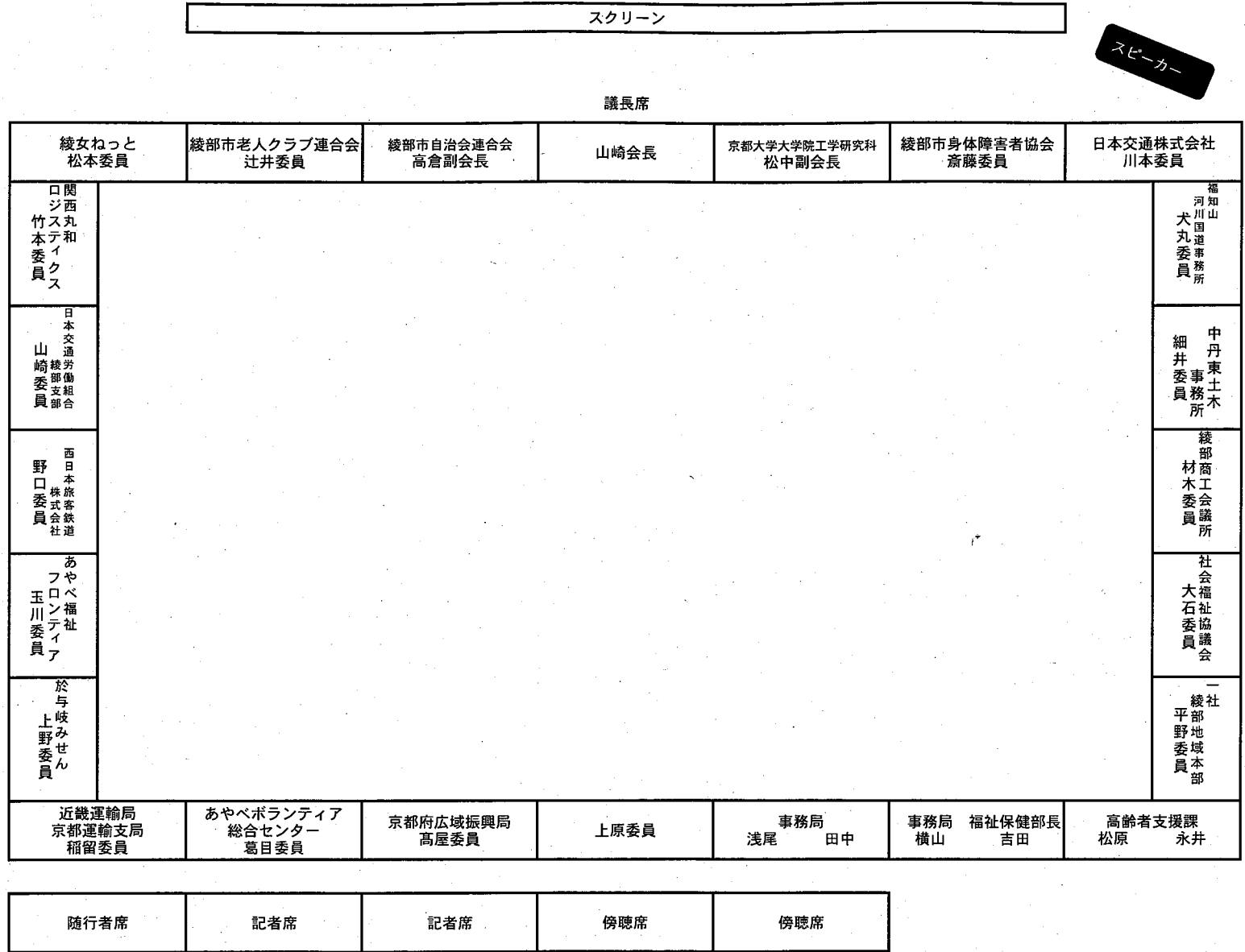
(敬称略)

	所属	職名	氏名	備考
1	綾部市	市長	山崎 善也	会長
2	綾部市自治会連合会	会長	高倉 正明	副会長
3	京都大学大学院工学研究科	准教授	松中 亮治	副会長
4	綾部市老人クラブ連合会	会長	辻井 邦夫	
5	綾部市身体障害者協会	会長	齋藤 信吾	代理出席 会計 西村 純一
6	綾女ねっと	会長	松本 幸子	監事
7	日本交通株式会社	取締役兼福知山・綾部営業 所長 京都北部地域担当	川本 康博	
8	株式会社関西丸和ロジスティクス	運行システム事業 本部長	竹本 浩二	代理出席 課長 四方昌人
9	日本交通労働組合綾部支部	支部長	山崎 均	
10	西日本旅客鉄道株式会社 京滋支社	副支社長	野口 明	代理出席 課長代理 岡田勝
11	特定非営利活動法人 あやべ福祉フロンティア	理事長	玉川 弘信	代理出席 顧問 白波瀬康夫
12	特定非営利活動法人於与岐みせん	理事長	上野 司	
13	国土交通省近畿運輸局 京都運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整)	稲留 健一郎	
14	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	所長	犬丸 潤	代理出席 道路管理課長 大西孝幸
15	京都府中丹東土木事務所	所長	細井 浩一	代理出席 企画調整課長 羽野晋章
16	京都府綾部警察署	署長	山口 達也	欠席
17	綾部商工会議所	会頭	材木 正己	監事 代理出席 専務理事 山崎栄市
18	綾部市社会福祉協議会	会長	大石 浩明	
19	一般社団法人 京都府北部地域連携都 市圏振興社 綾部地域本部	地域本部長	平野 正明	
20	あやべボランティア総合センター	運営委員長	葛目光 男	
21	京都府中丹広域振興局	局長	高屋 奈尾子	代理出席 企画・連携推進課長 田淵俊成
22	綾部市	市民環境部長	上原 季司	

【事務局】

1	綾部市市民環境部市民協働課	課長	浅尾 則夫	
2	綾部市市民環境部市民協働課 市民活動推進担当	課長補佐	田中 恵美	
3	綾部市市民環境部市民協働課 市民活動推進担当	主任	横山 成之	

## 第2回 綾部市地域公共交通活性化協議会 配席図



スピーカー

あやバスのダイヤ改正（案）等

（1）路線変更

路線名	変更の内容	変更の理由
1. 西坂線、篠田桜が丘線	JRの北側を運行する2路線について市立病院から駅北口を経由し、バザールタウン、駅南口へ運行 <b>別添1</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅北に複合施設が完成（令和5年秋ごろ）</li> <li>・駅北に乗り入れることで駅北施設のアクセスなど利便性の向上を図る</li> <li>・今後の路線拡大は大掛かりな変更が必要なため、市民の声を聴いて検討</li> </ul>
2. 上林線	7:36 於見発と 17:40 市立病院前発の2便について下市場、二王公園前、やべ温泉前の3バス停の乗り入れ中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉の利用者と宿泊者のチェックイン・アウトを想定して運行しているが利用者なし</li> <li>・令和5年10月1日からあやべ温泉宿泊提供を廃止予定</li> <li>・冬季は乗り入れを行っていないが苦情なし</li> <li>・現時点では学生の定期利用なし</li> <li>・日中の乗り入れは継続</li> </ul>

（2）バス停の新設

路線名	調整の内容	変更の理由
1. 上林線	下十倉と境の間にバス停を新設（既存ルート内） <b>別添2</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下十倉～境の間の集落住民の利便性向上</li> </ul>
2. 東西線	ルネス病院前にバス停を新設（既存ルート内） <b>別添3</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大島町中の住民ならびに綾部ルネス病院利用者の利便性向上（大島町中自治会 R3 年度要望）</li> </ul>

**(3) 未就学児、小・中学生の運賃無料化** 交通計画

小学生以下 100 円（未就学児大人一人につき 3 人まで無料）の子ども運賃を中学生以下無料とする。公共交通の利用に慣れ親しむことで将来の利用につなげる。※市外の小中学生なども対象

**【課題】**

運賃収入の減少

**【対象者数（市内）】** ※令和 5 年 3 月 31 日現在

未就学児 1,178 人 小学生 1,348 人 中学生 793 人

**【確認方法】**

中学生は降車時に学校で発行している生徒手帳または学生カードの提示を求める。

未就学児と小学生は目視で確認する。

**(4) ピンマイクの設置・アナウンス** 交通計画

バス車内でのアナウンスを行うことにより発車時などの転倒防止や誤乗車の防止を図る。国も車内アナウンスを推奨している。綾部市身体障害者協会から要望あり。

●既存ルート



●新ルート案



バス停：綾部駅北側ロータリー内（駐輪所側）

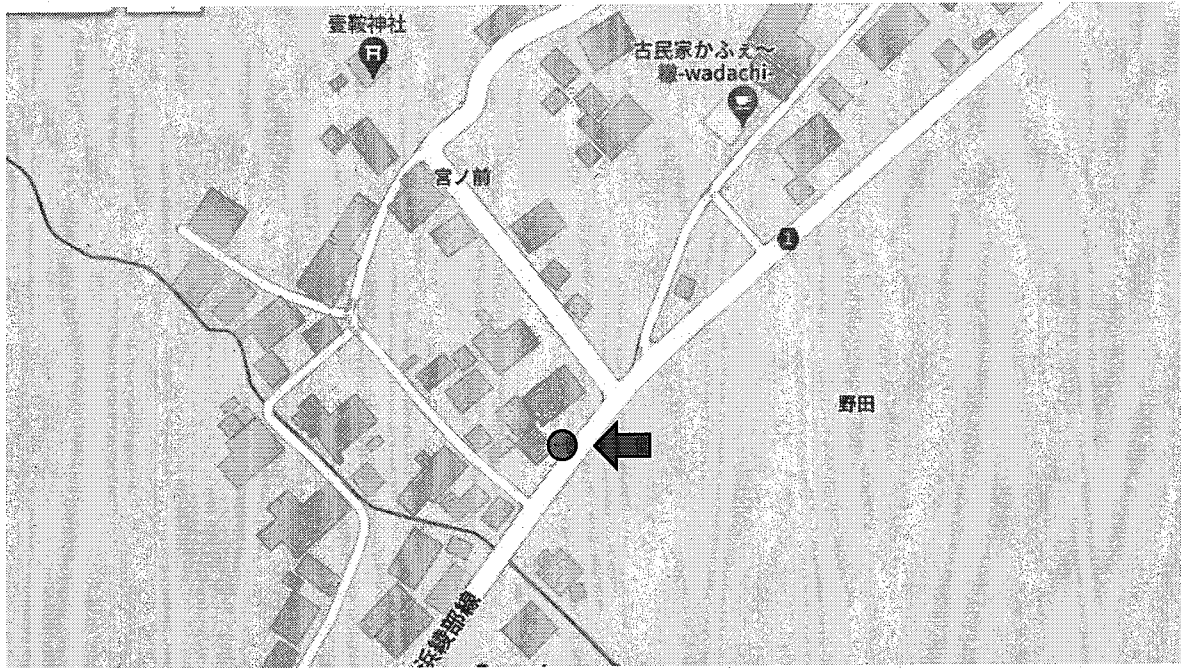
道路：府道1号線（小浜綾部線）

路線：西坂線、篠田桜が丘線

理由：駅北施設のアクセスなど利便性向上

その他：市立病院から駅南口まで既存ルートとの時分の差は7分間で変わりなし

○バス停の新設（十倉志茂町）



住 所：綾部市十倉志茂町野田周辺

バス停：上下2か所（バスカット無し）

道 路：府道1号線（小浜綾部線）

路 線：上林線

理 由：地元からの要望。十倉志茂町の住民の利便性向上。

その他：対象の場所から境バス停まで650m。下十倉バス停まで400m。

○バス停の新設（綾部ルネス病院周辺）



住 所：綾部市大島町二反田周辺

バス停：上下2か所（バスカット無し）

道 路：府道8号線（福知山綾部線）

路 線：東西線

理 由：自治会からの要望。志賀南北線と上林線については鳥ヶ坪バス停に停車するが東西線は病院付近に停車していない。

その他：対象の場所からふれあいセンター前バス停まで400m。大島中バス停まで500m



# 於見市野瀬線

市野瀬⇒大町バスターミナル

市野瀬	6:50	7:30	9:36	12:36	15:36	16:36
津	6:51	7:31	9:37	12:37	15:37	16:37
陸志	6:52	7:32	9:38	12:38	15:38	16:38
白垣	6:53	7:33	9:39	12:39	15:39	16:39
清水	6:54	7:34	9:40	12:40	15:40	16:40
遊里	6:55	7:35	9:41	12:41	15:41	16:41
大町バスターミナル (上林いまいきセンター前)	6:57	7:37	9:43	12:43	15:43	16:43

於見⇒大町バスターミナル

於見	9:05	11:21	13:21	15:05	17:21
田の谷	9:06	11:22	13:22	15:06	17:22
神塚	9:07	11:23	13:23	15:07	17:23
小塚	9:09	11:25	13:25	15:09	17:25
川原	9:10	11:26	13:26	15:10	17:26
奥上林研修センター前	9:11	11:27	13:27	15:11	17:27
君尾山口	9:13	11:29	13:29	15:13	17:29
上市場	9:14	11:30	13:30	15:14	17:30
山の家の前	9:14	11:30	13:30	15:14	17:30
下市場	9:14	11:30	13:30	15:14	17:30
二王公園前	9:16	11:32	13:32	15:16	17:32
あやべ温泉前	9:18	11:34	13:34	15:18	17:34
二王公園前	9:20	11:36	13:36	15:20	17:36
下市場	9:20	11:36	13:36	15:20	17:36
長野	9:22	11:38	13:38	15:22	17:38
弓削口	9:24	11:40	13:40	15:24	17:40
大町バスターミナル (上林いまいきセンター前)	9:25	11:41	13:41	15:25	17:41

# 上林線

※印/土日祝日運休

於見	※6:47	7:27	7:42
田の谷	※6:48	7:28	7:43
神塚	※6:49	7:29	7:44
小塚	※6:51	7:31	7:46
川原	※6:52	7:32	7:47
奥上林研修センター前	※6:53	7:33	7:48
君尾山口	※6:54	7:34	7:49
上市場	※6:55	7:35	7:50
山の家の前	※6:55	7:35	7:50
下市場			
二王公園前			
あやべ温泉前			
二王公園前			
下市場			
長野	※6:57	7:37	7:52
弓削口	※6:59	7:39	7:54

於見・大町バスターミナル⇒綾部駅南口⇒綾高前⇒市立病院前

大町バスターミナル (上林いまいきセンター前)	7:00	7:40	7:55	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45
上林小・中学校	7:00	7:40	7:55	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45
日置谷	7:01	7:41	7:56	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46
中上林診療所前	7:01	7:41	7:56	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46
寺町	7:02	7:42	7:57	8:47	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47
西屋	7:02	7:42	7:57	8:47	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47
引地	7:03	7:43	7:58	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48
眞野	7:04	7:44	7:59	8:49	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49
小山	7:05	7:45	8:00	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50
念道	7:05	7:45	8:00	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50
大根	7:06	7:46	8:01	8:51	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51
井根口	7:07	7:47	8:02	8:52	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52
十倉 (黒谷和紙工業の里前)	7:09	7:49	8:04	8:54	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54
中十倉・くぬぎの里前	7:10	7:50	8:05	8:55	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55
下十倉	7:11	7:51	8:06	8:56	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56
十倉志茂町	7:12	7:52	8:07	8:57	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57
境	7:12	7:52	8:07	8:57	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57
旭町観光栗林園	7:13	7:53	8:08	8:58	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	17:58
旭町塩谷	7:14	7:54	8:09	8:59	9:59	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	17:59
東山町受戸	7:16	7:56	8:11	9:01	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01	18:01
東綾小・中学校	7:17	7:57	8:12	9:02	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:02
山家駅前	7:20	8:00	8:15	9:05	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:05
山家	7:21	8:01	8:16	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06
鷹栖町長瀬	7:22	8:02	8:17	9:07	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07	18:07
西原	7:24	8:04	8:19	9:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:09
南海団地前	7:26	8:06	8:21	9:11	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:11
若宮酒造前	7:27	8:07	8:22	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:12
丹波大橋	7:30	8:10	8:25	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15
綾高東分校前	7:32	8:12	8:27	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17
西町二丁目	7:33	8:13	8:28	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18
綾部駅南口	7:35	8:15	8:30	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20
市民ホール前	7:36	8:16	8:31	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:21
警察署前	7:38	8:18	8:33	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23
綾高	7:39	8:19	8:34	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
鳥ヶ坪交差点	7:40	8:20	8:35	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:25
市立病院前	7:45	8:25	8:40	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30

# 上林線

市立病院前⇒綾高前⇒綾部駅南口⇒大町バスターミナル・於見

市立病院前	7:55	8:40	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40	18:40
鳥ヶ坪交差点	8:00	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	18:45
綾高前	8:01	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46	18:46
警察署前	8:02	8:47	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47	18:47
市民ホール前	8:04	8:49	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49
綾部駅南口	8:05	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50	18:50
西町二丁目	8:07	8:52	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52	18:52
綾高東分校前	8:08	8:53	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	17:53	18:53
丹波大橋	8:10	8:55	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55	18:55
若宮酒造前	8:11	8:56	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56	18:56
南海団地前	8:12	8:57	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57	18:57
西原町	8:14	8:59	9:59	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	17:59	18:59
鷹栖町長瀬	8:15	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
山家	8:16	9:01	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01	18:01	19:01
山家駅前	8:17	9:02	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:02	19:02
東綾小・中学校	8:20	9:05	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:05	19:05
東山町受戸	8:21	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06	19:06
旭町塩谷	8:23	9:08	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:08	18:08	19:08
旭町観光栗林園	8:24	9:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:09	19:09
境	8:25	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:10	19:10
十倉志茂町	8:25	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:10	19:10
下十倉	8:26	9:11	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:11	19:11
中十倉・くぬぎの里前	8:27	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:12	19:12
十倉(黒谷和紙工業の里前)	8:28	9:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13	18:13	19:13
井根口	8:29	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:14	19:14
大宮	8:30	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15	19:15
念道	8:31	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:16	19:16
小念山	8:32	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17	19:17
真野	8:33	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18	19:18
引地	8:34	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19	19:19
西屋	8:35	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20	19:20
寺町	8:36	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:21	19:21
中上林診療所前	8:36	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:21	19:21
日置	8:37	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22	19:22
上林小・中学校	8:38	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23	19:23
大町バスターミナル(上林いきいきセンター前)	8:39	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24	19:24

## 於見市野瀬線

大町バスターミナル⇒於見

大町バスターミナル(上林いきいきセンター前)	10:28	12:44	14:28	16:44
弓削口	10:29	12:45	14:29	16:45
長野	10:31	12:47	14:31	16:47
下市場	10:31	12:47	14:31	16:47
二王公園前	10:33	12:49	14:33	16:49
あやべ温泉前	10:35	12:51	14:35	16:51
二王公園前	10:37	12:53	14:37	16:53
下市場	10:37	12:53	14:37	16:53
山の家前	10:38	12:54	14:38	16:54
上市場	10:38	12:54	14:38	16:54
君尾山口	10:39	12:55	14:39	16:55
奥上林研修センター前	10:41	12:57	14:41	16:57
川原	10:42	12:58	14:42	16:58
小仲	10:43	12:59	14:43	16:59
神塚	10:44	13:00	14:44	17:00
田の谷	10:46	13:02	14:46	17:02
於見	10:47	13:03	14:47	17:03

弓削口	18:25	19:25
長野	18:27	19:27
下市場	↓	↓
二王公園前	↓	↓
あやべ温泉前	↓	↓
二王公園前	↓	↓
下市場	↓	↓
山の家前	18:29	19:29
上市場	18:29	19:29
君尾山口	18:30	19:30
奥上林研修センター前	18:31	19:31
川原	18:32	19:32
小仲	18:33	19:33
神塚	18:35	19:35
田の谷	18:36	19:36
於見	18:37	19:37

大町バスターミナル⇒市野瀬

大町バスターミナル(上林いきいきセンター前)	12:28	15:28	16:28	18:28
遊里	12:30	15:30	16:30	18:30
清水	12:31	15:31	16:31	18:31
白垣	12:32	15:32	16:32	18:32
睦志	12:33	15:33	16:33	18:33
辻	12:34	15:34	16:34	18:34
市野瀬	12:35	15:35	16:35	18:35

# 東西線

高津コミセン前⇒綾部駅南口⇒市立病院前

※印/土日祝

高津コミセン前	9:05	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:05	※19:05
協立病院前	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06	※19:06
高津西	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06	※19:06
高津駅前	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06	※19:06
高津東	9:07	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07	18:07	※19:07
岡谷川	9:08	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:08	18:08	※19:08
大島中	9:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:09	※19:09
二反田	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:10	※19:10
ふれあいセンター前	9:11	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:11	※19:11
上延町八反	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:12	※19:12
自動車学校前	9:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13	18:13	※19:13
綾高前	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:14	※19:14
警察署前	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15	※19:15
市民ホール前	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17	※19:17
綾部駅南口	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18	※19:18
西町二丁目	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20	※19:20
京都府総合庁舎前	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:21	※19:21
青野(サクラティエ前)	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22	※19:22
あやばぐんゼスクエ前	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23	※19:23
白瀬橋南(由良川花庭園前)	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23	※19:23
市立病院前	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:25	※19:25

市立病院前⇒綾部駅南口⇒高津コミセン前

市立病院前	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30	
白瀬橋南(由良川花庭園前)	9:31	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	18:31	
あやばぐんゼスクエ前	9:32	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:32	
青野(サクラティエ前)	9:33	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:33	
京都府総合庁舎前	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34	18:34	
西町二丁目	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35	
綾部駅南口	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37	
市民ホール前	9:38	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	17:38	18:38	
警察署前	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40	18:40	
綾高前	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:41	18:41	
自動車学校前	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:42	18:42	
上延町八反	9:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:43	18:43	
ふれあいセンター前	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:44	18:44	
二反田	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	18:45	
大島中	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46	18:46	
岡谷川	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47	18:47	
高津東	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48	18:48	
高津駅前	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49	
高津西	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49	
協立病院前	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50	18:50	
高津コミセン前	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51	

# 志賀南北線

内久井・藤波神社前・八丁⇒綾高前⇒綾部駅南口⇒市立病院前⇒松寿苑前

※印/土日祝日運休

内久井		7:35	9:12				13:12		15:12			
金河内		7:36	9:13				13:13		15:13			
池		7:37	9:14				13:14		15:14			
仁和公民館前		7:38	9:15				13:15		15:15			
藤波神社前		7:43	↓		11:13		↓		↓		17:13	
西方公会堂前		7:44	↓		11:14		↓		↓		17:14	
味噌尾		7:45	↓		11:15		↓		↓		17:15	
八丁	※6:56	7:46	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	※18:16
志賀小学校前	※6:56	7:46	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	※18:16
志賀郷	※6:57	7:47	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	※18:17
J A何北支店前	※6:58	7:48	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	※18:18
丸山	※6:59	7:49	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	※18:19
何北中学校前	※7:00	7:50	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	※18:20
上市	※7:01	7:51	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	※18:21
物部	※7:02	7:52	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	※18:22
下市	※7:02	7:52	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	※18:22
天野	※7:03	7:53	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	※18:23
物部保育園前	※7:04	7:54	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	※18:24
太ヶ鼻	※7:05	7:55	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	※18:25
石ノ隈	※7:06	7:56	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	※18:26
今田	※7:07	7:57	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	※18:27
高谷	※7:07	7:57	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	※18:27
館	※7:08	7:58	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	※18:28
福垣	※7:09	7:59	9:29	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29	※18:29
殿貝	※7:10	8:00	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	※18:30
栗町	※7:11	8:01	9:31	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	※18:31
栗文化センター前	※7:12	8:02	9:32	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	※18:32
鳥ヶ坪交差点	※7:15	8:05	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	※18:35
綾高前	※7:16	8:07	9:36	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36	※18:36
警察署前	※7:17	8:08	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	※18:37
市民ホール前	※7:19	8:10	9:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:39	※18:39
綾部駅南口	※7:20	8:12	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40	※18:40
西町二丁目	※7:22	8:14	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:42	※18:42
京都府総合庁舎前	※7:23	8:15	9:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:43	※18:43
青野(サクラディエ前)	※7:24	8:16	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:44	※18:44
あやべグンゼスクエア前	※7:25	8:17	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	※18:45
白瀬橋南(由良川花庭園前)	※7:25	8:17	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	※18:45
市立病院前着	※7:27	8:19	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47	※18:47
市立病院前発		8:22		10:50		12:50		14:50		16:50	17:50	
白瀬橋南(由良川花庭園前)		8:23		10:51		12:51		14:51		16:51	17:51	
あやべグンゼスクエア前		8:24		10:52		12:52		14:52		16:52	17:52	
バザールタウン前		8:25		10:53		12:53		14:53		16:53	17:53	
綾部駅南口		8:28		10:56		12:56		14:56		16:56	17:56	
広小路三丁目		8:29		10:57		12:57		14:57		16:57	17:57	
広小路二丁目		8:30		10:58		12:58		14:58		16:58	17:58	
西町一丁目		8:30		10:58		12:58		14:58		16:58	17:58	
市役所前		8:31		10:59		12:59		14:59		16:59	17:59	
ハートセンター前		8:32		11:00		13:00		15:00		17:00	18:00	
大本神苑前		8:33		11:01		13:01		15:01		17:01	18:01	
大本長生殿前		8:34		11:02		13:02		15:02		17:02	18:02	
上野町合同宿舎前		8:35		11:03		13:03		15:03		17:03	18:03	
上野町上池田		8:35		11:03		13:03		15:03		17:03	18:03	
斎場前		8:36		11:04		13:04		15:04		17:04	18:04	
小倉団地前		8:36		11:04		13:04		15:04		17:04	18:04	
松寿苑下		8:37		11:05		13:05		15:05		17:05	18:05	
松寿苑前		8:37		11:05		13:05		15:05		17:05	18:05	

# 志賀南北線

松寿苑前⇒市立病院前⇒綾部駅南口⇒綾高前⇒八丁・藤波神社前・内久井

※印/土日祝日運休

松寿苑前		9:16		11:16		13:16		15:16		17:16	18:16	
松寿苑下		9:16		11:16		13:16		15:16		17:16	18:16	
小倉団地前		9:17		11:17		13:17		15:17		17:17	18:17	
斎場前		9:17		11:17		13:17		15:17		17:17	18:17	
上野町上池田		9:18		11:18		13:18		15:18		17:18	18:18	
上野町合同宿舎前		9:18		11:18		13:18		15:18		17:18	18:18	
大本長生殿前		9:19		11:19		13:19		15:19		17:19	18:19	
大本神苑前		9:20		11:20		13:20		15:20		17:20	18:20	
ハートセンター前		9:21		11:21		13:21		15:21		17:21	18:21	
市役所前		9:22		11:22		13:22		15:22		17:22	18:22	
西町一丁目		9:23		11:23		13:23		15:23		17:23	18:23	
広小路二丁目		9:23		11:23		13:23		15:23		17:23	18:23	
広小路三丁目		9:24		11:24		13:24		15:24		17:24	18:24	
綾部駅南口		9:26		11:26		13:26		15:26		17:26	18:26	
パザールタウン前		9:28		11:28		13:28		15:28		17:28	18:28	
あやべグンゼスクエア前		9:29		11:29		13:29		15:29		17:29	18:29	
白瀬橋南(由良川花庭園前)		9:29		11:29		13:29		15:29		17:29	18:29	
市立病院前着		9:31		11:31		13:31		15:31		17:31	18:31	
市立病院前発	※8:34	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34	18:34	※19:34
白瀬橋南(由良川花庭園前)	※8:35	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35	※19:35
あやべグンゼスクエア前	※8:36	9:36	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36	18:36	※19:36
青野(サクラティエ前)	※8:37	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37	※19:37
京都府総合庁舎前	※8:38	9:38	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	17:38	18:38	※19:38
西町二丁目	※8:39	9:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:39	18:39	※19:39
綾部駅南口	※8:41	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:41	18:41	※19:41
市民ホール前	※8:42	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:42	18:42	※19:42
警察署前	※8:44	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:44	18:44	※19:44
綾高前	※8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	18:45	※19:45
鳥ヶ坪交差点	※8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46	18:46	※19:46
栗文化センター前	※8:48	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48	18:48	※19:48
栗町	※8:49	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49	※19:49
殿貝	※8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50	18:50	※19:50
福垣	※8:51	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51	※19:51
館	※8:52	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52	18:52	※19:52
高谷	※8:53	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	17:53	18:53	※19:53
今田	※8:53	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	17:53	18:53	※19:53
石ノ隈	※8:54	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54	18:54	※19:54
太ヶ鼻	※8:55	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55	18:55	※19:55
物部保育園前	※8:56	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56	18:56	※19:56
天野	※8:57	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57	18:57	※19:57
下市	※8:58	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	17:58	18:58	※19:58
物部	※8:58	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	17:58	18:58	※19:58
上	※8:59	9:59	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	17:59	18:59	※19:59
何北中学校前	※9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	※20:00
丸山	※9:01	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01	18:01	19:01	※20:01
J A何北支店前	※9:02	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:02	19:02	※20:02
志賀郷	※9:03	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03	17:03	18:03	19:03	※20:03
志賀小学校前	※9:04	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04	17:04	18:04	19:04	※20:04
八丁	※9:04	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04	17:04	18:04	19:04	※20:04
味噌尾	↓		11:05		↓		↓		17:05		19:05	
西方公会堂前	↓		11:06		↓		↓		17:06		19:06	
藤波神社前	↓		11:07		↓		↓		17:07		19:07	
仁和公民館前	※9:05				13:05		15:05				19:12	
池	※9:06				13:06		15:06				19:13	
金河内	※9:07				13:07		15:07				19:14	
内久井	※9:08				13:08		15:08				19:15	

# 西坂線

九社神社前⇒市立病院前⇒綾部駅南口

九社神社前	6:55	10:30	13:40	15:40
満福寺下	6:56	10:31	13:41	15:41
西坂集荷場前	6:57	10:32	13:42	15:42
諏訪神社前	6:58	10:33	13:43	15:43
奥新庄	7:00	10:35	13:45	15:45
原貝	7:02	10:37	13:47	15:47
松原	7:02	10:37	13:47	15:47
小畑中	7:03	10:38	13:48	15:48
小畑ライスセンター前	7:03	10:38	13:48	15:48
丹の国荘前	7:04	10:39	13:49	15:49
かじや(里山交流研修センター前)	7:06	10:41	13:51	15:51
奥小西	7:08	10:43	13:53	15:53
小西	7:08	10:43	13:53	15:53
黒田	7:09	10:44	13:54	15:54
石原	7:10	10:45	13:55	15:55
小貝橋	7:11	10:46	13:56	15:56
私市西	7:15	10:50	14:00	16:00
私市公会堂前	7:15	10:50	14:00	16:00
私市	7:16	10:51	14:01	16:01
湯殿(私市円山古墳公園前)	7:17	10:52	14:02	16:02
小貝	7:17	10:52	14:02	16:02
待機宿舍前	7:18	10:53	14:03	16:03
豊里郵便局前	7:20	10:55	14:05	16:05
大川神社前	7:21	10:56	14:06	16:06
旭ヶ丘	7:21	10:56	14:06	16:06
下位田	7:22	10:57	14:07	16:07
井堰前	7:22	10:57	14:07	16:07
高城館前	7:23	10:58	14:08	16:08
中位田	7:23	10:58	14:08	16:08
上位田	7:24	10:59	14:09	16:09
水道庁舎前	7:25	11:00	14:10	16:10
清山荘前	↓	11:03	14:13	16:13
中丹文化会館前	↓	11:03	14:13	16:13
里	↓	11:05	14:15	16:15
市立病院前	7:29	11:09	14:19	16:19
綾部駅北口	7:31	11:11	14:21	16:21
パザールタウン前	7:33	11:13	14:23	16:23
綾部駅南口	7:36	11:16	14:26	16:26

綾部駅南口⇒市立病院前⇒九社神社前

綾部駅南口	9:28	12:43	14:43	17:43
パザールタウン前	9:31	12:46	14:46	17:46
綾部駅北口	9:33	12:48	14:48	17:48
市立病院前	9:35	12:50	14:50	17:50
里	9:39	12:54	14:54	↓
清山荘前	9:41	12:56	14:56	↓
中丹文化会館前	9:41	12:56	14:56	↓
水道庁舎前	9:44	12:59	14:59	17:54
上位田	9:45	13:00	15:00	17:55
中位田	9:46	13:01	15:01	17:56
高城館前	9:46	13:01	15:01	17:56
井堰前	9:47	13:02	15:02	17:57
下位田	9:47	13:02	15:02	17:57
旭ヶ丘	9:48	13:03	15:03	17:58
大川神社前	9:48	13:03	15:03	17:58
豊里郵便局前	9:49	13:04	15:04	17:59
待機宿舍前	9:51	13:06	15:06	18:01
小貝	9:52	13:07	15:07	18:02
湯殿(私市円山古墳公園前)	9:52	13:07	15:07	18:02
私市	9:53	13:08	15:08	18:03
私市公会堂前	9:53	13:08	15:08	18:03
私市西	9:54	13:09	15:09	18:04
小貝橋	9:58	13:13	15:13	18:08
石原	9:59	13:14	15:14	18:09
黒田	10:00	13:15	15:15	18:10
小西	10:01	13:16	15:16	18:11
奥小西	10:01	13:16	15:16	18:11
かじや(里山交流研修センター前)	10:03	13:18	15:18	18:13
丹の国荘前	10:05	13:20	15:20	18:15
小畑ライスセンター前	10:06	13:21	15:21	18:16
小畑中	10:06	13:21	15:21	18:16
松原	10:07	13:22	15:22	18:17
原貝	10:07	13:22	15:22	18:17
奥新庄	10:09	13:24	15:24	18:19
諏訪神社前	10:11	13:26	15:26	18:21
西坂集荷場前	10:12	13:27	15:27	18:22
満福寺下	10:13	13:28	15:28	18:23
九社神社前	10:14	13:29	15:29	18:24

# 篠田桜が丘線

深山⇒市立病院前⇒綾部駅南口

深	山	7:00	10:15	13:15	16:15
篠	田	7:02	10:17	13:17	16:17
別	所	7:04	10:19	13:19	16:19
別	所	7:05	10:20	13:20	16:20
上	向	7:07	10:22	13:22	16:22
下	向	7:07	10:22	13:22	16:22
若	宮	7:09	10:24	13:24	16:24
丸	山	7:10	10:25	13:25	16:25
何	北	7:11	10:26	13:26	16:26
上	市	7:12	10:27	13:27	16:27
物	部	7:16	10:31	13:31	16:31
白	道	7:17	10:32	13:32	16:32
極	楽	7:18	10:33	13:33	16:33
佐	里	7:20	10:35	13:35	16:35
小	呂	7:22	10:37	13:37	16:37
星	原	7:23	10:38	13:38	16:38
日	東	7:25	10:40	13:40	16:40
高	倉	7:26	10:41	13:41	16:41
桜	が	7:28	10:43	13:43	16:43
多	田	7:30	10:45	13:45	16:45
有	岡	7:32	10:47	13:47	16:47
JA	吉	7:33	10:48	13:48	16:48
清	山	↓	10:50	13:50	16:50
中	丹	↓	10:50	13:50	16:50
里		7:34	10:52	13:52	16:52
市	立	7:40	10:56	13:56	16:56
綾	部	7:42	10:58	13:58	16:58
バ	ザ	7:44	11:00	14:00	17:00
綾	部	7:47	11:03	14:03	17:03

綾部駅南口⇒市立病院前⇒深山

綾	部	9:13	12:13	15:13	18:13
バ	ザ	9:15	12:15	15:15	18:15
綾	部	9:17	12:17	15:17	18:17
市	立	9:20	12:20	15:20	18:20
里		9:24	12:24	15:24	18:24
清	山	9:26	12:26	15:26	↓
中	丹	9:26	12:26	15:26	↓
JA	吉	9:28	12:28	15:28	18:25
有	岡	9:29	12:29	15:29	18:26
多	田	9:31	12:31	15:31	18:28
桜	が	9:33	12:33	15:33	18:30
高	倉	9:35	12:35	15:35	18:32
日	東	9:36	12:36	15:36	18:33
星	原	9:38	12:38	15:38	18:35
小	呂	9:39	12:39	15:39	18:36
佐	里	9:41	12:41	15:41	18:38
極	楽	9:43	12:43	15:43	18:40
白	道	9:44	12:44	15:44	18:41
物	部	9:45	12:45	15:45	18:42
上	市	9:49	12:49	15:49	18:46
何	北	9:50	12:50	15:50	18:47
丸	山	9:51	12:51	15:51	18:48
若	宮	9:52	12:52	15:52	18:49
下	向	9:53	12:53	15:53	18:50
上	向	9:53	12:53	15:53	18:50
別	所	9:54	12:54	15:54	18:51
別	所	9:56	12:56	15:56	18:53
篠	田	9:59	12:59	15:59	18:56
深	山	10:01	13:01	16:01	18:58

# 黒谷線

## 黒谷和紙会館前→綾部駅南口→市立病院前

黒谷和紙会館前	8:35	10:35	13:55	16:55
於与岐口	8:37	10:37	13:57	16:57
上杉	8:38	10:38	13:58	16:58
東八田小学校前	8:39	10:39	13:59	16:59
大石	8:40	10:40	14:00	17:00
八田診療所前	8:41	10:41	14:01	17:01
梅迫駅(東八田公民館前)	8:42	10:42	14:02	17:02
梅迫郵便局前	8:43	10:43	14:03	17:03
梅迫公民館下	8:44	10:44	14:04	17:04
安国寺前	8:45	10:45	14:05	17:05
安国寺和田口	8:46	10:46	14:06	17:06
中山橋	8:47	10:47	14:07	17:07
澗垣駅	8:51	10:51	14:11	17:11
澗垣グラウンド下	8:52	10:52	14:12	17:12
あやべ台前	8:52	10:52	14:12	17:12
下八田	8:53	10:53	14:13	17:13
京セラ前	8:54	10:54	14:14	17:14
丹波大橋	8:58	10:58	14:18	17:18
綾高東分校前	8:59	10:59	14:19	17:19
西町二丁目	9:00	11:00	14:20	17:20
綾部駅南口	9:02	11:02	14:22	17:22
西町二丁目	9:04	11:04	14:24	17:24
京都府総合庁舎前	9:05	11:05	14:25	17:25
青野(サクラファイエ前)	9:06	11:06	14:26	17:26
あやべ台(セスクエア前)	9:07	11:07	14:27	17:27
白瀬橋南(由良川花庭園前)	9:07	11:07	14:27	17:27
市立病院前	9:09	11:09	14:29	17:29

## 市立病院前→綾部駅南口→黒谷和紙会館前

市立病院前	7:50	9:50	13:10	16:10
白瀬橋南(由良川花庭園前)	7:51	9:51	13:11	16:11
あやべ台(セスクエア前)	7:52	9:52	13:12	16:12
青野(サクラファイエ前)	7:53	9:53	13:13	16:13
京都府総合庁舎前	7:54	9:54	13:14	16:14
西町二丁目	7:55	9:55	13:15	16:15
綾部駅南口	7:57	9:57	13:17	16:17
西町二丁目	7:59	9:59	13:19	16:19
綾高東分校前	8:00	10:00	13:20	16:20
丹波大橋	8:01	10:01	13:21	16:21
京セラ前	8:05	10:05	13:25	16:25
下八田	8:06	10:06	13:26	16:26
あやべ台前	8:07	10:07	13:27	16:27
澗垣グラウンド下	8:07	10:07	13:27	16:27
澗垣駅	8:08	10:08	13:28	16:28
中山橋	8:12	10:12	13:32	16:32
安国寺和田口	8:13	10:13	13:33	16:33
安国寺前	8:14	10:14	13:34	16:34
梅迫公民館下	8:15	10:15	13:35	16:35
梅迫郵便局前	8:16	10:16	13:36	16:36
梅迫駅(東八田公民館前)	8:17	10:17	13:37	16:37
八田診療所前	8:18	10:18	13:38	16:38
大石	8:19	10:19	13:39	16:39
東八田小学校前	8:20	10:20	13:40	16:40
上杉	8:21	10:21	13:41	16:41
於与岐口	8:22	10:22	13:42	16:42
黒谷和紙会館前	8:24	10:24	13:44	16:44

# 西八田線

## 総合運動公園前→綾部駅南口→市立病院前

総合運動公園前	7:50	9:30	12:30	15:30
高槻堂前	7:51	9:31	12:31	15:31
高槻観音堂	7:52	9:32	12:32	15:32
高槻	7:52	9:32	12:32	15:32
金里	7:54	9:34	12:34	15:34
七百石	7:55	9:35	12:35	15:35
上八田町勢期	7:56	9:36	12:36	15:36
上八田町寺垣	7:57	9:37	12:37	15:37
中筋町西屋	7:58	9:38	12:38	15:38
大日	7:59	9:39	12:39	15:39
中筋	8:00	9:40	12:40	15:40
島万神社前	8:01	9:41	12:41	15:41
岡安郵便局前	8:02	9:42	12:42	15:42
岡安(西八田小学校前)	8:03	9:43	12:43	15:43
澗垣駅	8:05	9:45	12:45	15:45
澗垣グラウンド下	8:06	9:46	12:46	15:46
あやべ台前	8:07	9:47	12:47	15:47
下八田	8:08	9:48	12:48	15:48
京セラ前	8:09	9:49	12:49	15:49
丹波大橋	8:14	9:54	12:54	15:54
綾高東分校前	8:15	9:55	12:55	15:55
西町二丁目	8:16	9:56	12:56	15:56
綾部駅南口	8:18	9:58	12:58	15:58
西町二丁目	8:20	10:00	13:00	16:00
京都府総合庁舎前	8:21	10:01	13:01	16:01
青野(サクラファイエ前)	8:22	10:02	13:02	16:02
あやべ台(セスクエア前)	8:23	10:03	13:03	16:03
白瀬橋南(由良川花庭園前)	8:23	10:03	13:03	16:03
市立病院前	8:25	10:05	13:05	16:05

## 市立病院前→綾部駅南口→総合運動公園前

市立病院前	8:40	11:40	14:40	17:40
白瀬橋南(由良川花庭園前)	8:41	11:41	14:41	17:41
あやべ台(セスクエア前)	8:42	11:42	14:42	17:42
青野(サクラファイエ前)	8:43	11:43	14:43	17:43
京都府総合庁舎前	8:44	11:44	14:44	17:44
西町二丁目	8:45	11:45	14:45	17:45
綾部駅南口	8:47	11:47	14:47	17:47
西町二丁目	8:49	11:49	14:49	17:49
綾高東分校前	8:50	11:50	14:50	17:50
丹波大橋	8:52	11:52	14:52	17:52
京セラ前	8:56	11:56	14:56	17:56
下八田	8:57	11:57	14:57	17:57
あやべ台前	8:58	11:58	14:58	17:58
澗垣グラウンド下	8:59	11:59	14:59	17:59
澗垣駅	9:00	12:00	15:00	18:00
岡安(西八田小学校前)	9:02	12:02	15:02	18:02
岡安郵便局前	9:03	12:03	15:03	18:03
島万神社前	9:04	12:04	15:04	18:04
中筋	9:05	12:05	15:05	18:05
大日	9:06	12:06	15:06	18:06
中筋町西屋	9:07	12:07	15:07	18:07
上八田町寺垣	9:08	12:08	15:08	18:08
上八田町勢期	9:09	12:09	15:09	18:09
七百石	9:10	12:10	15:10	18:10
金里	9:11	12:11	15:11	18:11
高槻	9:13	12:13	15:13	18:13
高槻観音堂	9:13	12:13	15:13	18:13
高槻堂前	9:14	12:14	15:14	18:14
総合運動公園前	9:15	12:15	15:15	18:15



## 紫水ヶ丘公園線

紫水ヶ丘公園前	7:30	9:00	11:45	14:45	16:45
紫水ヶ丘団地西	7:31	9:01	11:46	14:46	16:46
紫水ヶ丘団地東	7:32	9:02	11:47	14:47	16:47
若宮酒造前	7:33	9:03	11:48	14:48	16:48
丹波大橋	7:35	9:05	11:50	14:50	16:50
綾高東分校前	7:37	9:07	11:52	14:52	16:52
西町二丁目	7:38	9:08	11:53	14:53	16:53
綾部駅南口	7:40	9:10	11:55	14:55	16:55
協立診療所前	7:42	9:12	11:57	14:57	16:57
西町（I・Tビル前）	7:43	9:13	11:58	14:58	16:58
アイタウン二番街	7:43	9:13	11:58	14:58	16:58
バザールタウン前	7:45	9:15	12:00	15:00	17:00
あやペグンゼスクエア前	7:46	9:16	12:01	15:01	17:01
白瀬橋南（由良川花庭園前）	7:46	9:16	12:01	15:01	17:01
市立病院前	7:48	9:18	12:03	15:03	17:03

市立病院前	8:35	11:20	14:20	16:20	18:00
白瀬橋南（由良川花庭園前）	8:36	11:21	14:21	16:21	18:01
あやペグンゼスクエア前	8:37	11:22	14:22	16:22	18:02
バザールタウン前	8:38	11:23	14:23	16:23	18:03
アイタウン二番街	8:40	11:25	14:25	16:25	18:05
西町（I・Tビル前）	8:40	11:25	14:25	16:25	18:05
協立診療所前	8:41	11:26	14:26	16:26	18:06
綾部駅南口	8:43	11:28	14:28	16:28	18:08
西町二丁目	8:45	11:30	14:30	16:30	18:10
綾高東分校前	8:46	11:31	14:31	16:31	18:11
丹波大橋	8:48	11:33	14:33	16:33	18:13
若宮酒造前	8:49	11:34	14:34	16:34	18:14
紫水ヶ丘団地東	8:51	11:36	14:36	16:36	18:16
紫水ヶ丘団地西	8:52	11:37	14:37	16:37	18:17
紫水ヶ丘公園前	8:53	11:38	14:38	16:38	18:18

## 山家地区での交通空白地有償運送の取組について

### ◎これまでの経過及び今後のスケジュール

令和2年10月、山家、口上林、中上林、奥上林の4地区が、誰もが利用しやすい移動手段の確保について検討する「東部地域の交通とくらしを考える会」を設立。4地区はそれぞれ分科会として、交通のあり方などについて実証実験などを行いながら協議を重ねてきた。その結果、山家地区分科会では交通支援が必要との判断に至り、運営主体となるNPO法人を新たに立ち上げるとともに、自宅付近と山家地区内の目的地までをデマンド方式で運行する空白地有償運送を実施することとなった。

現在は、令和5年7月10日に設立したNPO法人の設立認証申請を京都府に行っているところ。法人認証を受けてから国土交通省京都運輸支局に空白地有償運送の申請を提出予定となっている。

◎実施主体 特定非営利活動法人山家みらい  
 代表者 理事長 波多野 隆史  
 所在地 綾部市鷹栖町豊後田32番地  
 (綾部市基幹集落センター内)

◎対象世帯 492世帯(山家地区)

◎開始時期 令和6年1月スタート予定

### ◎取組概要

運 行 日	月水金(年末年始、祝日は運休)
区 域	自宅付近と山家地区内の目的地まで運行
運 行 時 間	午前8時00分から午後5時00分(最終運行は午後4時30分発)
予 約	社会福祉法人ふきのとう 受付時間は午前8時から午後5時まで 乗車2日前までに予約必要
旅客の範囲	地域住民及び関係者(一般旅客は対象外)
車 両	5台(運転手の車両を使用)
運 転 手	5人(第一種運転免許保有+自家用有償旅客運送の種類に応じた大臣認定講習の受講者)
料 金	片道300円/一人

◎収支計画	年間事業費	85,000 円
内 訳		
収 入	運 賃	18,000 円 (300 円×5 回×12 か月)
	年 会 費	40,000 円 (2,000 円×20 人)
	市補助金	27,000 円
	計	85,000 円
支 出	人 件 費	30,000 円 (500 円×5 回×12 か月)
	会 議 費	10,000 円
	燃 料 費	6,000 円
	通 信 費	19,000 円
	消 耗 品 費	10,000 円
	印 刷 費	10,000 円
	計	85,000 円

◎別添資料

- (1) 山家地区の交通とくらしを考える会 定款
- (2) 区域図

# 特定非営利活動法人山家みらい定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人山家みらいという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府綾部市鷹栖町豊後田3番地(綾部市基幹集落センター内)に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、過疎・高齢化が進む中、生活上の不便をきたす住民等に対して、その経済的負担等を軽減しながら、健康増進をはじめとする市民生活の向上に寄与し、もって山家地区の明るい未来を築くことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動の事業を行う。

- ① 道路運送法の規定に基づく交通空白地有償運送事業
- ② 高齢者・障害者の外出支援のための事業
- ③ まちづくりの推進及び文化、芸術又はスポーツの振興のための事業
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(3) 利用会員 この法人の事業を利用するために入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～10人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。



3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 利用会員の種別及びその会費の額に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。  
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数に

よる議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

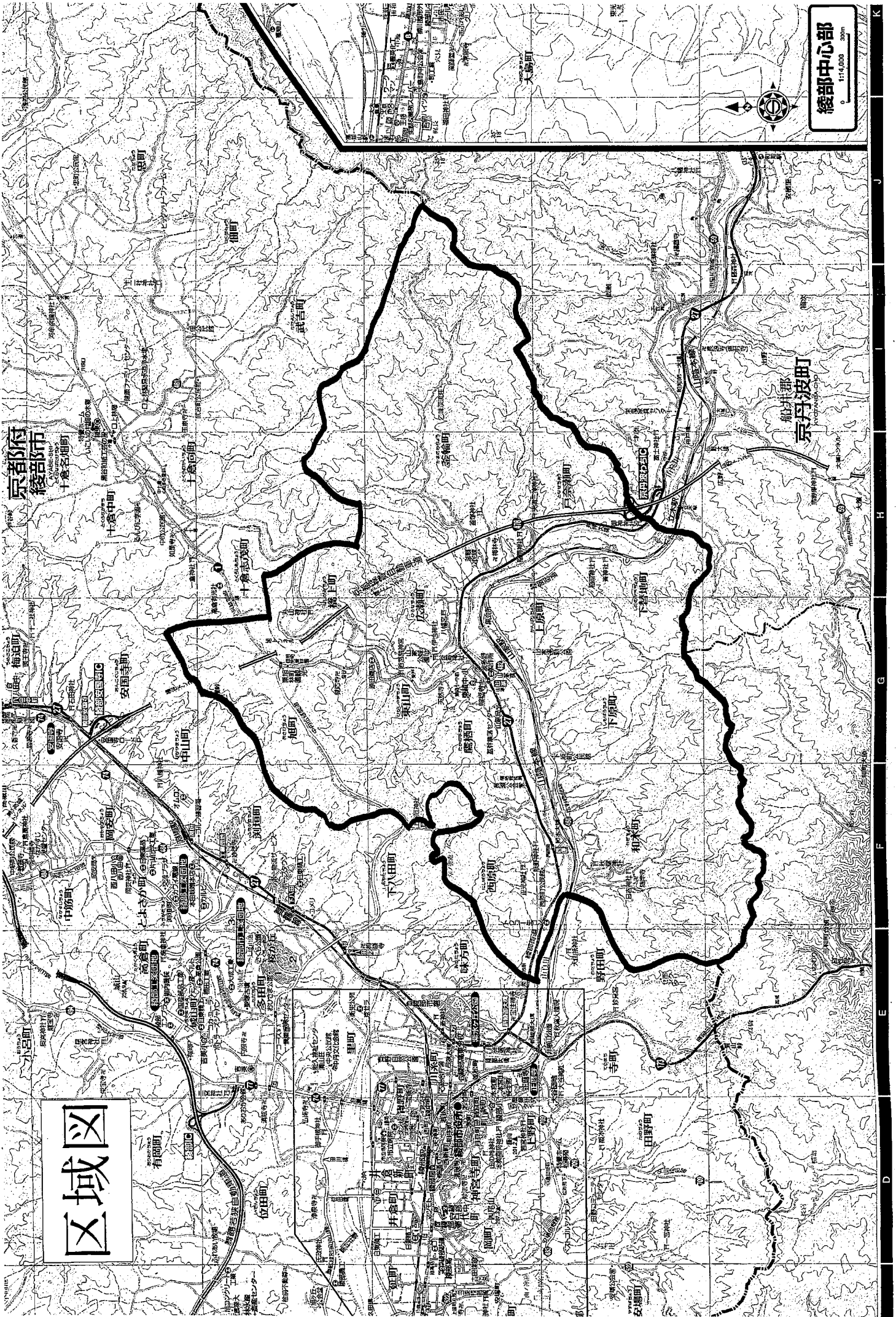
### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	波 多 野 隆 史
副理事長	新 庄 祐 士
理事	荒 木 敏 文
同	上 田 裕 文
同	四 方 勝 彦
同	畑 中 育 子
同	廣 瀬 泰 千
同	和 久 良 之
監事	四 方 進
同	林 伸 次

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	0円
正会員年会費	2,000円
賛助会員入会金	0円
賛助会員年会費 (個人)	一口 2,000円
	(法人) 一口 5,000円
利用会員入会金	0円
利用会員年会費	2,000円



区域図



(年号) 年 月 日

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

名 称 特定非営利活動法人  
あやべ福祉フロンティア  
住 所 京都府綾部市里町潜り9番地の1

代表者の氏名 理事長 玉川弘信

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名  
名 称 特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア  
住 所 京都府綾部市里町潜り9番地の1  
代表者の氏名 理事長 玉川弘信
2. 登録番号  
近京福第48号
3. 自家用有償旅客運送の種別  
福祉有償運送
4. 運送の区域

区 域	備 考
京都府綾部市	



5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法 あやべ福祉フロンティア	京都府綾部市里町潜り9番地の1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)		車いす車 (軽)		兼用車 (軽)		回転シート車 (軽)		セダン等 (軽)		合 計 (軽)	
			※		※		※		※		※		※
あやべ福祉 フロンティア	所有	( )		5 (5)		( )		( )		( )		5 (5)	
	持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	70 (40)	※ ( )	70 (40)	※ ( )
	合 計	( )		5 (5)		( )		( )		70 (40)		75 (45)	

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

<input type="radio"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
<input type="radio"/>	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
<input type="radio"/>	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
<input type="radio"/>	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
<input type="radio"/>	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
<input type="radio"/>	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
<input type="radio"/>	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

## 特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティアという。

#### (事務所)

第2条 この法人は事務所を京都府綾部市里町潜り9番地の1に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、行政・企業・市民の健全で対等な協力体制を築き、市民が安全に安心してらせる社会の実現のために、綾部市における市民活動、とりわけ高齢者・障害者・子どもなど、社会的に弱い立場にある人々に対するボランティア活動を様々な形で支援し発展させることで、豊かなまちづくりにつなげることを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 高齢者・障害者の外出支援のための移送ボランティア事業
- (2) 研究会、講演会など、ボランティア活動への市民の積極参加をうながすための啓発事業
- (3) 安心、安全な市民生活を営む上での問題点、疑問点に関する相談事業
- (4) 安心、安全、豊かなまちづくりのための人材養成事業
- (5) 福祉施設の管理・運営事業
- (6) 青少年の健全育成、いじめ等の相談受付、就労支援事業
- (7) 配食事業
- (8) 病院内での介助ボランティア事業
- (9) 高齢者・障害者の困り事受付、生活支援事業
- (10) その他目的を達成する為に必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社

員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、自らボランティアとして活動する意思をもって入会した個人及び法人
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助金による援助をする意思をもって入会した個人及び法人
- 2 理事会は、前項に定める会員の他に、その他の会員の種別及びその会費の額を定めることができる。

(入会)

第7条 この法人は、入会についての条件等は特に定めないものとする。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかにその理由を書面その他の相当と認める方法により本人に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人及び団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不変換)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員、顧問及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上25人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3 この法人に、役員のほか顧問を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、

又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱するものとする。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

5 顧問は、この法人の重要な事項について理事長の諮問に応じるほか、会議に出席して参考意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

#### (任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでの任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

5 顧問の委嘱期間は2年以内とする。ただし、理事会の承認により再委嘱することができる。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる

2 役員及び顧問には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任

(7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) その他理事会において重要であると認め付議された事項

(開催)

第24条 通常総会は毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、全役員の同意があるときは、この手続きを経ずして開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品及び助成金

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)



第40条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、あやべ市民新聞及び官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 曾根 庸行

副理事長 四方源太郎

理事 山下 和彦

同 梅原 哲史

同 足立みどり

同 高橋 輝

監事 森本 仁

同 中山 五志

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支決算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 正会員 2,000 円

賛助会員(個人) 1口 3,000 円

(法人) 1口 10,000 円

附則

この定款変更は、定款変更認証日から施行する。

附則

この定款変更は、平成19年6月11日から施行する。

附則

この定款変更は、定款変更認証日から施行する。

## 履歴事項全部証明書

京都府綾部市里町潜り9番地の1  
 特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア

会社法人等番号	1300-05-010530	
名称	特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア	
主たる事務所	京都府綾部市本町二丁目14	
	京都府綾部市里町潜り9番地の1	平成19年 6月16日移転 ----- 平成19年 6月25日登記
法人成立の年月日	平成11年12月3日	
目的等	<p>目的</p> <p>この法人は、行政・企業・市民の健全で対等な協力体制を築き、市民が安全に安心してらせる社会の実現のために、綾部市における市民活動、とりわけ高齢者・障害者・子どもなど、社会的に弱い立場にある人々に対するボランティア活動を様々な形で支援し発展させることで、豊かなまちづくりにつなげることを目的とする。</p> <p>この法人は上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</li> <li>(2) 社会教育の推進を図る活動</li> <li>(3) まちづくりの推進を図る活動</li> <li>(4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</li> <li>(5) 環境の保全を図る活動</li> <li>(6) 災害救援活動</li> <li>(7) 地域安全活動</li> <li>(8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</li> <li>(9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</li> <li>(10) 子どもの健全育成を図る活動</li> <li>(11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</li> </ul> <p>上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者・障害者の外出支援のための移送ボランティア事業</li> <li>(2) 研究会、講演会など、ボランティア活動への市民の積極参加をうながすための啓発事業</li> <li>(3) 安心、安全な市民生活を営む上での問題点、疑問点に関する相談事業</li> <li>(4) 安心、安全、豊かなまちづくりのための人材養成事業</li> <li>(5) 福祉施設の管理・運営事業</li> <li>(6) 青少年の健全育成、いじめ等の相談受付、就労支援事業</li> <li>(7) 配食事業</li> <li>(8) 病院内での介助ボランティア事業</li> <li>(9) 高齢者・障害者の困り事受付、生活支援事業</li> <li>(10) その他目的を達成するために必要な事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">平成25年11月 7日変更      平成25年11月14日登記</p>	

整理番号 ク261627

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1 / 2

京都府綾部市里町潜り9番地の1  
 特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア

役員に関する事項	京都府綾部市岡町長田45番地の1 理事 曾根庸行	平成30年 7月 3日重任
		令和 1年 7月16日登記
		令和 2年 7月 2日退任
		令和 2年 7月22日登記
	京都府綾部市岡町長田45番地の1 理事 曾根庸行	令和 2年 7月14日就任
		令和 2年 7月22日登記
令和 4年 6月19日退任		
京都府綾部市寺町堂ノ前45番地 理事 玉川弘信	令和 4年 6月30日登記	
	令和 4年 6月19日就任	
令和 4年 6月30日登記		
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年 5月11日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 5年 6月 9日

京都地方法務局福知山支局

登記官

山 本 睦 恵



役員名簿

特定非営利活動法人

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	玉川弘信	京都府綾部市寺町堂ノ前45	報酬無し
副理事長	若林豊	京都府綾部市位田町岬20-1	報酬無し
理事	大槻悟	京都府綾部市寺町上石3番地	報酬無し
理事	佐々木勝昭	京都府綾部市上延町岩鼻85-1	報酬無し
理事	森井俊朗	京都府綾部市睦合町念道72	報酬無し
理事	廣瀬泰千	京都府綾部市戸奈瀬町道ノ上9	報酬無し
理事	芦田良樹	京都府綾部市岡町下山27-75	報酬無し
理事	内藤義明	京都府綾部市高津町荒倉10	報酬無し
理事	西村桂子	京都府綾部市青野町高田54	報酬無し
理事	藤元雅司	京都府綾部市岡町下山27-76	報酬無し
監事	志賀幹彦	京都府綾部市高津町楮ノ木1番地の7	報酬無し

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名

称 特定非営利活動法人  
あやべ福祉フロンティア

住 所 京都府綾部市里町潜り9番地の1

代表者の氏名 理事長 玉川 弘信

近畿運輸局京都運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

別紙あやべ福祉フロンティア登録車両名簿に記載されたすべての持込車両について、別紙の内容で契約を締結しております。

令和 5 年 8 月 日

名 称 特定営利活動法人あやべ福祉フロンティア

住 所 京都府綾部市里町潜り9番地の1

代表者の氏名 理事長 玉川 弘信 印



## 運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

申請者（特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア）が、京都運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許 の種類
1			1種
2			1種
3			1種
4			1種
5			1種
6			1種
7			1種
8			1種
9			1種
10			1種
11			1種
12			1種
13			1種
14			1種
15			1種
16			1種
17			1種
18			1種
19			1種
20			1種
21			1種
22			1種
23			1種
24			1種
25			1種
26			1種
27			1種
28			1種
29			1種
30			1種
31			1種
32			1種
33			1種
34			1種
35			1種

36		1種
37		1種
38		1種
39		1種
40		1種
41		1種
42		1種
43		1種
44		1種
45		1種
46		1種
47		1種
48		1種
49		1種
50		1種
51		1種
52		1種
53		1種
54		1種
55		1種
56		1種
57		1種
58		1種
59		1種
60		1種
61		1種
62		1種
63		1種
64		1種
65		1種
66		1種
67		1種
68		1種
69		1種
70		1種
71		1種
7.2		1種

※ 受けている運転免許の別（1種、2種）の別を記載すること。

- ※ 普通第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ※ 福祉自動車以外を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

## 福祉有償運送に係る自家用自動車の使用に関する契約書

特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア（以下フロンティアという。）運転会員またはその同居親族が提供する自家用自動車の使用にあたって、運転会員との間に次のとおり契約を締結する。

### （趣旨）

第1条 この契約は、フロンティアが行う有償運送事業について、運転会員またはその同居親族が所有する自家用自動車の提供及び使用に関して必要な事項を定める。

### （目的）

第2条 運転会員はフロンティアが行う有償運送事業の実施に対し、利用会員が外出の際の困難や不安を解消し、通院等の利便性や社会参加の促進が図られることを目的に、自己または同居親族の所有する自家用自動車を提供する。

### （用語の定義）

第3条 この契約書における用語の意義は次のとおりとする。

- （1）運転会員：福祉有償運送に係る運転者の要件を満たした者であり、かつ自らの自家用自動車を提供してフロンティアの運転会員として登録する者
- （2）利用会員：平成16年3月16日付け国土交通省自動車交通局長通達第240号で定める移動制約者の条件を基本として、綾部市福祉有償運送運営協議会で認められた条件を有する者で、かつフロンティアの利用員として登録する者

### （事故等の対応）

第4条 フロンティアは、運転会員の提供した自家用自動車を使用して行う有償運送事業の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について、運行管理マニュアルに基づき責任を負うものとする。

- 2 有償運送事業の運転中の事故等に伴う事故の相手方と利用会員への補償については、提供車両にかけられている自賠責保険、任意保険、及びフロンティアが加入する保険を利用する。
- 3 運転会員が提供する自家用自動車は、対人8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険もしくは共済（搭乗者傷害・人身傷害補償を対象に含むもの

に限る)に加入していることとする。

(使用期間)

第5条 契約期間は1年とする。

- 2 第1項の期間満了後も双方異議がない場合には、更に延長ができるものとする。
- 3 使用期間中であっても、運転会員及びフロンティアの都合により契約の解約が必要な場合はこの限りではない。
- 4 解約の申し出は、解約する日の1カ月以上前とする。

(その他)

第6条 この契約に定めない事項または疑義を生じた事項については、運転会員とフロンティア理事会が協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、両者記名押印のうえ、運転会員が1通とフロンティアが2通保有する。

令和 年 月 日

特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア

住 所 綾部市里町潜り9-1

代表者名 理事長 玉川弘信 ⑩

運転会員 住 所

氏名

(使用する車両の所有者が、運転会員の同居親族である場合、以下に記載)

車両所有者 住 所

氏 名

⑩

申請者（特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア）が、京都運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	資格の種類
1			セダン等運転者 講習
2			セダン等運転者 講習
3			セダン等運転者 講習
4			セダン等運転者 講習
5			セダン等運転者 講習
6			セダン等運転者 講習
7			セダン等運転者 講習
8			セダン等運転者 講習
9			セダン等運転者 講習
10			セダン等運転者 講習
11			セダン等運転者 講習
12			セダン等運転者 講習
13			セダン等運転者 講習
14			セダン等運転者 講習
15			セダン等運転者 講習
16			セダン等運転者 講習
17			セダン等運転者 講習
18			セダン等運転者 講習
19			セダン等運転者 講習
20			セダン等運転者 講習

21		セダン等運転者
22		セダン等運転者 講習
23		セダン等運転者 講習
24		セダン等運転者 講習
25		セダン等運転者 講習
26		セダン等運転者 講習
27		セダン等運転者 講習
28		セダン等運転者 講習
29		セダン等運転者 講習
30		セダン等運転者 講習
31		セダン等運転者 講習
32		セダン等運転者 講習
33		セダン等運転者 講習
34		セダン等運転者 講習
35		セダン等運転者 講習
36		セダン等運転者 講習
37		セダン等運転者 講習
38		セダン等運転者 講習
39		セダン等運転者 講習
40		セダン等運転者 講習
41		セダン等運転者 講習
42		セダン等運転者 講習

43		セダン等運転者 講習
44		セダン等運転者 講習
45		セダン等運転者 講習
46		セダン等運転者 講習
47		セダン等運転者 講習
48		セダン等運転者 講習
49		セダン等運転者 講習
50		セダン等運転者 講習
51		セダン等運転者 講習
52		セダン等運転者 講習
53		セダン等運転者 講習
54		セダン等運転者 講習
55		セダン等運転者 講習
56		セダン等運転者 講習
57		セダン等運転者 講習
58		セダン等運転者 講習
59		セダン等運転者 講習
60		セダン等運転者 講習
61		セダン等運転者 講習
62		セダン等運転者 講習
63		セダン等運転者 講習
64		セダン等運転者 講習

65		セダン等運転者 講習
66		セダン等運転者 講習
67		セダン等運転者 講習
68		セダン等運転者 講習
69		セダン等運転者 講習
70		セダン等運転者 講習
71		セダン等運転者 講習
72		セダン等運転者 講習

※ 規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を満たすことを証する書類を添付する



あやべ福祉フロンティア

No.

運転ボランティア講習会

# 修了証

## 殿

あなたは、国土交通省が認定する福祉有償運転講習およびセダン等運転講習を受講し、その内容を理解し、習得したものとして、ここに修了証を発行する。

令和 年 月 日

特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア


理事長 玉川弘信

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和 5 年 6 月 17 日

住 所  
氏 名

京都府綾部市岡町下山27-76  
藤元 雅司 


※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者(特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア)が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和 5 年 6 月 17 日

住 所  
氏 名


綾部市位田町山崎20-1  
若林 基 

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和 5年 6月 17日

住所 綾井寺町堂ノ前  
氏名 玉川 三郎 

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和 5 年 6 月 17 日

住 所 陵部市睦合町念道7ス  
氏 名 森井 俊朗

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

近畿運輸局京都運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

申請者（特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア）が行う福祉有償運送の安全運転管理者に就任するにあたり、道路交通法施行規則第9条に違反していないことを宣誓します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名


印

近畿運輸局京都運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

申請者（特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア）が行う福祉有償運送の安全運転管理者に就任するにあたり、道路交通法施行規則第9条に違反していないことを宣誓します。

令和5年6月17日


住 所 京都府綾部市岡所下山27-76  
氏 名 藤元 雅司 印 

近畿運輸局京都運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

申請者（特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア）が行う福祉有償運送の安全運転管理者に就任するにあたり、道路交通法施行規則第9条に違反していないことを宣誓します。

令和 5 年 6 月 17 日

住 所 綾部市位田町峠26-7  
氏 名 若林 豊 



近畿運輸局京都運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

申請者（特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア）が行う福祉有償運送の安全運転管理者に就任するにあたり、道路交通法施行規則第9条に違反していないことを宣誓します。

令和 5年 6月 17日

住 所  
氏 名

綾部市町堂前45

玉川 弘信



近畿運輸局京都運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

申請者（特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア）が行う福祉有償運送の安全運転管理者に就任するにあたり、道路交通法施行規則第9条に違反していないことを宣誓します。

令和 5 年 6 月 17 日

住 所 陵部市睦合町念道7-2  
氏 名 森 井 俊 朗 印

運送の主体（申請者名）	特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア
-------------	----------------------

## 運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア）

## 1. 運行管理・整備管理の体制

## (ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	森井俊朗	京都府綾部市睦合町念道72	安全運転管理者		
2	若林 豊	京都府綾部市位田町岬20-1	副安全運転管理者		
3	藤元雅司	京都府綾部市岡町下山27-76	副安全運転管理者		
4	玉川弘信	京都府綾部市寺町堂ノ前45	副安全運転管理者		

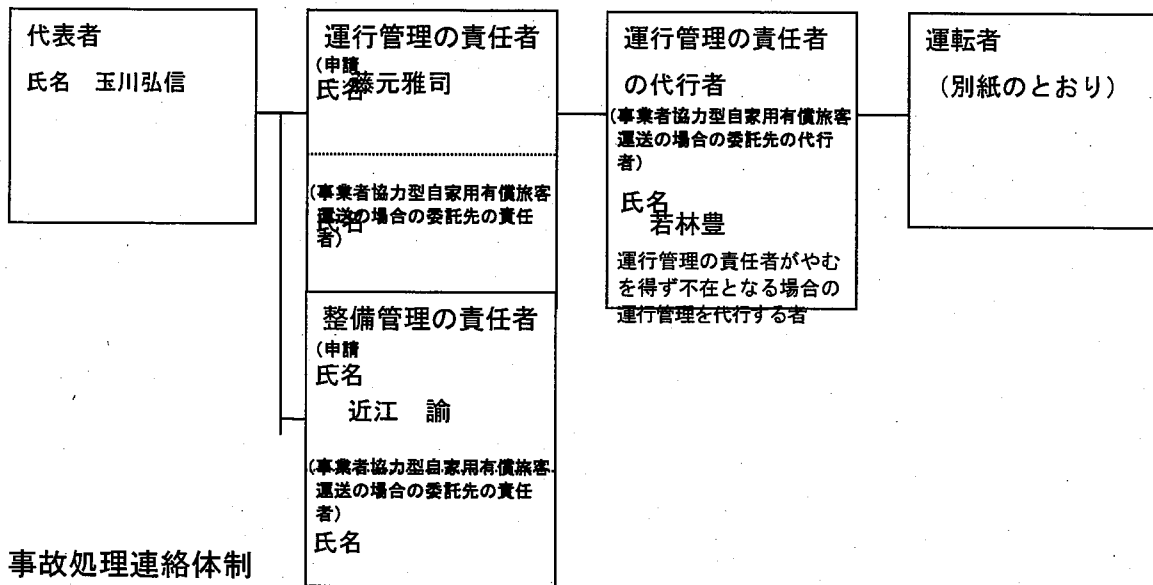
- > 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- > 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- > 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- > 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

## (イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

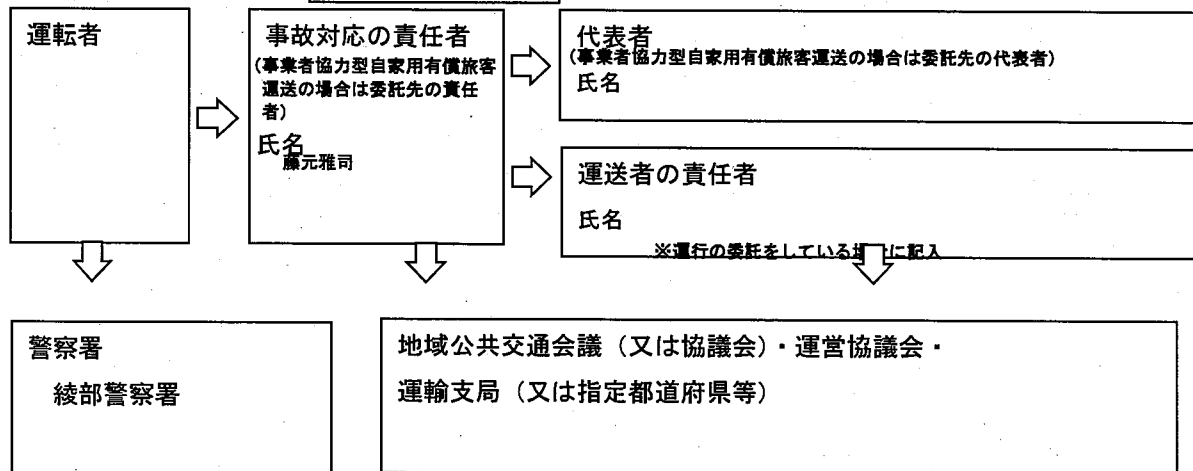
No	氏名	住所	協力
1	近江 諭	京都府綾部市岡町下山27-70	
2			
3			

- > 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

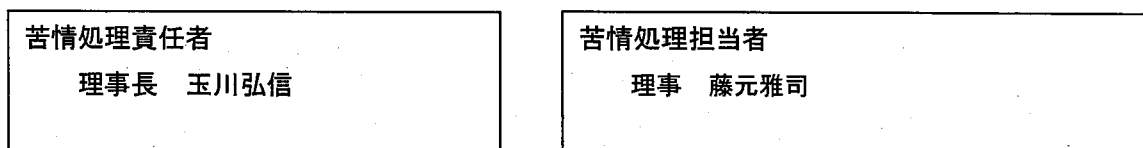
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

近畿運輸局  
京都運輸支局長 殿

## 宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

### 記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・8000万円）
対物保険（共済）	（無制限・200万円）

令和 5 年 月 日

名 称 認定特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア  
住 所 京都府綾部市里町潜り9番地の1  
代表者の氏名 理事長 玉川弘信

## 自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

### 記

1. 登録番号

近京福第48号

2. 登録の有効期間

令和2年9月28日 から 令和5年9月27日

3. 名称、住所、代表者氏名

特定非営利活動法人 あやべ福祉フロンティア  
京都府綾部市里町潜り9番地の1  
玉川 弘信

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

5. 路線又は運送の区域

綾部市

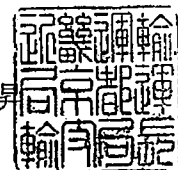
6. 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合にあつては、協力事業者の氏名又は名称及び住所

7. 登録に付す条件

裏面に記載

令和5年8月1日

京都運輸支局長 岡本 昇



令和5年6月27日作成

平成30年4月起 ~ 現在継続中

料金		旧町内				高津協立	福知山
		市立	清山荘	日向館	あやバルネス	さくらホーム	市民病院
奥上林(故屋岡・睦寄の古屋)	奥上林A	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,700
奥上林(睦寄の古屋以外)	奥上林B	900	900	900	900	1,000	1,600
奥上林(老富・光野)	奥上林C	1,100	1,100	1,100	1,100	1,200	1,800
中上林(五泉)	中上林A	900	900	900	900	1,000	1,600
中上林(五津合・八津合)	中上林B	800	800	800	800	900	1,500
中上林(睦合)	中上林C	700	700	700	700	800	1,500
口上林(忠)	口上林A	700	600	800	700	800	1,400
口上林(井根・武吉・佃・十倉(祐茂・中名畑・向)	口上林B	600	500	700	600	700	1,400
山家(益輪・下替地・戸奈瀬)	山家A	600	600	700	600	700	1,300
山家(旭・上原・下原・鷹栖・西原・橋上・東山・広瀬・和)	山家B	500	500	700	500	600	1,300
東八田(於与岐大又・八代)	東八田A	700	700	800	700	800	1,400
東八田(於与岐・上杉・梅迫・黒谷・高柳)	東八田B	600	600	700	600	700	1,400
東八田(安国寺・中山)	東八田C	500	500	600	500	600	1,300
西八田(七百石)	西八田A	600	600	600	600	700	1,200
西八田(岡安・上八田・下八田・とよさか・中筋・測垣)	西八田B	500	500	600	500	600	1,200
志賀郷(内久井)	志賀郷A	700	600	600	700	800	1,300
志賀郷(金河内・志賀郷・篠田・西方・仁和・別所・坊口)	志賀郷B	600	500	500	600	700	1,200
物部(西坂・白道路・物部)	物部A	600	500	500	600	700	1,100
物部(新庄)	物部B	500	500	400	500	600	1,000
豊里(小畑)	豊里A	600	600	400	600	700	1,000
豊里(位田岡倉・今田・大畠・鍛冶屋・小西・館・豊里)	豊里B	500	500	400	500	600	900
豊里(位田・栗)	豊里C	400	400	500	400	500	900
豊里(石原・小貝・私市)	豊里D	500	500	400	500	500	900
吉美(小岳・城山・高倉・星原)	吉美A	500	400	600	500	600	1,000
吉美(有岡・桜が丘・里・多田)	吉美B	400	400	600	400	500	900
中筋(高津)	中筋A	500	500	700	400	400	900
中筋(大島・上延・延・岡・安場)	中筋B	400	400	600	400	400	900
旧町内	旧町内	400	400	600	400	500	900

NPO法人あやべ福祉フロンティア  
 運転部

〈あやべ福祉フロンティアの移送ボランティア事業の概要〉

特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティアは、平成11年8月に設立。

平成15年から、綾部市の「在宅高齢者移送サービス事業」を受託。

現在、あやべ福祉フロンティアの利用登録会員数は約1423名、運転ボランティア実働数が72名となっております。

その内、市が委託している「在宅高齢者移送サービス事業」の対象者は、令和4年度末 550名となっております。

【過去3年間の移送実績】

月	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	移送回数	金額(円)	移送回数	金額(円)	移送回数	金額(円)
4月	3,050	1,649,500	3,536	1,943,700	3181	1767600
5月	2,844	1,547,900	2,898	1,630,000	3112	1732700
6月	3,563	1,928,800	3749	2,050,000	3,564	1,978,600
7月	3,617	1,959,500	3707	1,990,100	3,457	1,865,700
8月	3,298	1,811,400	3454	1,905,800	3,571	1,986,600
9月	3,451	1,919,000	3345	1,880,900	3,384	1,893,700
10月	3,817	2,140,100	3495	1,911,500	3,446	1,871,000
11月	3,421	1,887,200	3472	1,959,600	3,592	1,990,500
12月	3,722	2,027,900	3422	1,871,800	3,520	1,957,400
1月	3,083	1,694,800	2907	1,574,400	2,760	1,518,500
2月	3,203	1,759,100	2969	1,626,000	3,150	1,755,500
3月	3,795	2,078,600	3530	1,936,400	3,478	1,937,000
合計	40,864	22,403,800	40,484	22,280,200	40,215	22,254,800



# 旅客の名簿

令和5年度

(福祉有償旅客運送用)

自家用有償旅客運送者の名称 特定非営利活動法人

あやべ福祉フロンティア

ID番号	氏名	住所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考		
				身体障	精神障	知的障	介護	支援	事業対象	他			
22			20150517										
78			20000414										
94			20000516										視覚障害
171			20000704										視覚障害
174			20000726						○				視覚障害
176			20000726						○				視覚障害
184			20000804	○									視覚障害
221			20000920						○				視覚障害
315			20001131	○									視覚障害
346			20010401										腎臓機能障害
354			20010402	○									腎臓機能障害
391			20010517										肢体不自由
402			20010611									○	肢体不自由
414			20010614										
487			20010824										
505			20010905										
522			20011010										
541			20140525										
569			20011012									○	付き添い
570			20011012										
617			20011128										
630			20011207										
647			20011219										
648			20011219										
682			20020123										
683			20020123										
729			20020226									○	肢体不自由
818			20141017										
827			20020425										
828			20020425										
906			20020703										
914			20020705										

車両情報

ID	状態	登録日	メーカー	車名	ナンバー	自賠責社名	任意保険社名	任意保険対人	任意保険対物
1	10	有効	20060820	トヨタ	プリウス			無制限	無制限
2	30	有効	20060820	ホンダ	NBOX			無制限	無制限
3	41	有効	20060820	マツダ	AZWAGON			無制限	無制限
4	51	有効	20060820	スズキ	ワゴンR			無制限	無制限
5	52	有効	20060820	トヨタ	ekワゴン			無制限	無制限
6	57	有効	20060820	トヨタ	ヴィッツ			無制限	無制限
7	63	有効	20060820	スズキ	ワゴンR			無制限	無制限
8	91	有効	20060820	スズキ	スペーシア			無制限	無制限
9	109	有効	20061101	ダイハツ	ムーブ			無制限	無制限
10	119	有効	20070308	ダイハツ	ムーヴ			無制限	無制限
11	137	有効	20071211	トヨタ	プリウス			無制限	無制限
12	151	有効	20080917	スズキ	ソリオ			無制限	無制限
13	157	有効	20081219	ダイハツ	タント			無制限	無制限
14	174	有効	20100401	ダイハツ	ワゴンR			無制限	無制限
15	180	有効	20101028	トヨタ	ポルテ			無制限	無制限
16	188	有効	20120523	その他	フォルクスワーゲン			無制限	無制限
17	189	有効	20120523	ホンダ	フィット			無制限	無制限
18	191	有効	20120524	トヨタ	カローラアクシオ			無制限	無制限
19	195	有効	20120528	トヨタ	カローラ			無制限	無制限
20	201	有効	20120924	スズキ	ソリオ			無制限	無制限
21	202	有効	20120924	スズキ	MRワゴン			無制限	無制限
22	210	有効	20120926	三菱	アイ			無制限	無制限
23	218	有効	20130604	トヨタ	クラウン			無制限	無制限
24	220	有効	20130905	ダイハツ	ムーブ			無制限	無制限

25	221	有効	20130909	トヨタ	プリウス	無制限	無制限
26	241	有効	20140327	マツダ	フレア	無制限	無制限
27	242	有効	20140416	トヨタ	ピックアップスペース	無制限	無制限
28	247	有効	20140610	ホンダ	NBOX	無制限	無制限
29	255	有効	20140620	スズキ	ハスラー	無制限	無制限
30	256	有効	20140623	ホンダ	バモス	無制限	無制限
31	263	有効	20140704	スズキ	スペーシア	無制限	無制限
32	266	有効	20141117	日産	デイズ	無制限	無制限
33	275	有効	20141226	ホンダ	アコード	無制限	無制限
34	276	有効	20150123	スズキ	スペーシア	無制限	無制限
35	277	有効	20150319	ダイハツ	タント	無制限	無制限
36	278	有効	20150402	トヨタ	アクア	無制限	無制限
37	287	有効	20150907	スズキ	ワゴンR	無制限	無制限
38	289	有効	20151028	ホンダ	NBOX	無制限	無制限
39	290	有効	20151030	日産	ルークス	無制限	無制限
40	295	有効	20161027	ホンダ	NBX	無制限	無制限
41	296	有効	20161124	ホンダ	NBOX	無制限	無制限
42	300	有効	20170712	スズキ	スペーシア	無制限	無制限
43	301	有効	20171127	ダイハツ	ムーブ	無制限	無制限
44	304	有効	20180207	ダイハツ	ミラ	無制限	無制限
45	308	有効	20180508	日産	デイズ	無制限	無制限
46	310	有効	20180508	トヨタ	कोरोラツォーリング	無制限	無制限
47	311	有効	20180802	マツダ	フレア	無制限	無制限
48	314	有効	20181105	スズキ	ハスラー	無制限	無制限
49	315	有効	20190327	ダイハツ	タント	無制限	無制限
50	316	有効	20190401	その他	メルセデスベンツ	無制限	無制限

51	317	有効	20190508	ダイハツ	アトレ-ワゴン	無制限	無制限
52	319	有効	20190723	ホンダ	グレイス	無制限	無制限
53	320	有効	20190822	ダイハツ	タント	無制限	無制限
54	321	有効	20191002	マツダ	フレア	無制限	無制限
55	322	有効	20191125	日産	デイズ	無制限	無制限
56	324	有効	20200205	トヨタ	カローラツーリング	無制限	無制限
57	325	有効	20200217	スズキ	スペーシア	無制限	無制限
58	328	有効	20200417	トヨタ	シエンタ	無制限	無制限
59	329	有効	20200417	ダイハツ	ステーションワゴン	無制限	無制限
60	330	有効	20200707	ホンダ	VEZEL	無制限	無制限
61	333	有効	20201105	ダイハツ	ストリーム	無制限	無制限
62	336	有効	20210421	ホンダ	ステーションワゴン	無制限	無制限
63	337	有効	20210604	日産	ノート	無制限	無制限
64	339	有効	20220311	三菱	ekワゴン	無制限	無制限
65	340	有効	20220609	トヨタ	アクア	無制限	無制限
66	341	有効	20221021	トヨタ	IQ	無制限	無制限
67	342	有効	20221125	ダイハツ	ムーブ	無制限	無制限
68	343	有効	20221210	ホンダ	ストリーム	無制限	無制限
69	344	有効	20221210	ダイハツ	ミラエース	無制限	無制限
70	345	有効	20230111	ホンダ	N-BOX	無制限	無制限
71	346	有効	20230206	ホンダ	ゼスト	無制限	無制限
72	347	有効	20230206	ダイハツ	アトレ	無制限	無制限
73	348	有効	20230517	スズキ	ハスラー	無制限	無制限
74	349	有効	20230517	ダイハツ	タント	無制限	無制限
75	350	有効	20230616	ダイハツ	ムーブ	無制限	無制限

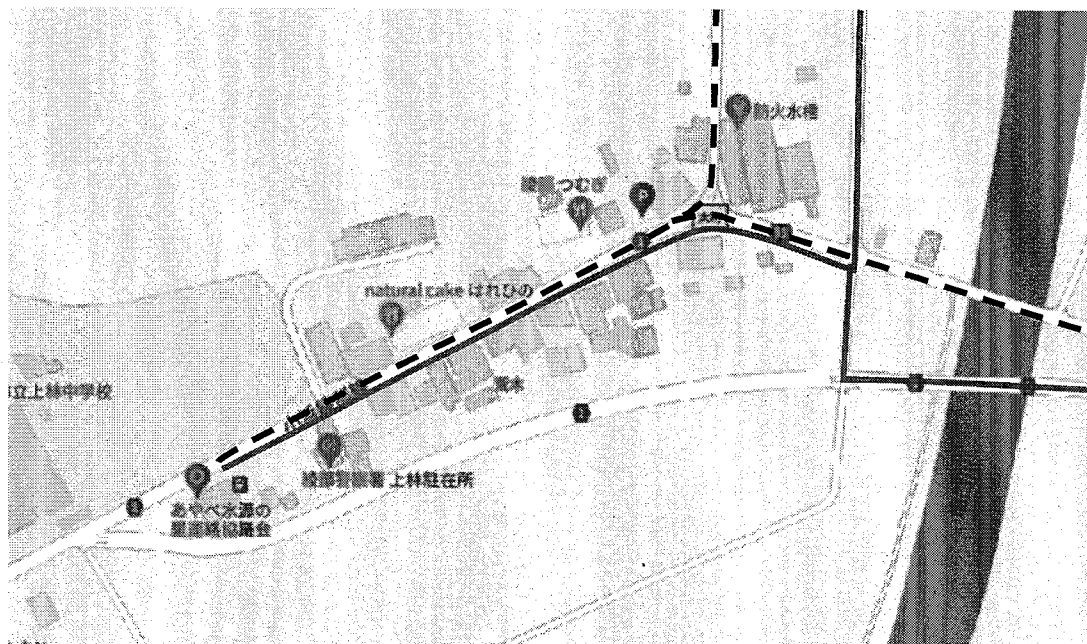


## あやバス上林線、於見市野瀬線のルート変更について

主要地方道小浜綾部線（府道1号線）大町バイパス（綾部市五津合～八津合町地内）の部分供用が開始されたことに伴い、あやバスの上林線ならびに於見市野瀬線の運行ルートを以下のとおり一部変更します。

### 【変更理由】

大町バイパスの整備により、道路状況が改善し、見通しもよくなったことから、より安全なルートを運行する方がよいと判断したため。



現行ルート： - - - - -

変更後ルート： —————

